
プロジェクト IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目 対象期間

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**対象期間**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、次のことを定める（後述の第 15 項参照）。

- (1) サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。ただし、当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合には、この限りでない。
- (2) 本項(1)について、報告企業が連結財務諸表を作成している場合、親会社の財務情報の報告期間と、子会社等の財務情報の報告期間が異なるときには、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象としなければならない旨を、日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載する。

ここでいう「子会社等」とは、子会社、関連会社その他連結又は持分法の方法により連結財務諸表に財務情報を取り込んでいる会社及び会社に準ずる事業体（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。）をいい、その旨を日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載する。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを定めている（和訳は事務局による仮訳）。

<p>64 An entity shall report its sustainability-related financial disclosures at the same time as its related financial statements. The entity's sustainability-related financial disclosures shall cover the same reporting period as the related financial statements.</p> <p>企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。</p>
--

公開草案に対する当委員会のコメント

5. 当委員会は、報告期間を同じとすることを原則として要求しつつ、次のような追加的対応を取るべきとのコメントを行った。
- (1) 連結財務諸表を作成するにあたり、会計期間の異なる子会社の財務情報を取り込んでいる場合があるが、この場合に当該子会社のどの期間に関するサステナビリティ関連財務情報を用いてサステナビリティ関連財務開示を作成すべきかについては、公開草案において明確ではない。サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するためには、この異なる会計期間を基礎とした期間の情報が取り込まれるべきである旨を明確にすべきである。
 - (2) サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の報告期間を同じにできない場合には、その旨及びその理由の開示を求めることにより、報告期間を別にするのを容認すべきである。

事務局による分析

6. サステナビリティ関連財務開示は、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであるとされている。サステナビリティ関連財務開示の対象期間を財務諸表と同じにすることによってその補足及び補完関係が明確となり、また、情報のつながりを強化することができると考えられることから、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が対象とする報告期間は一致している必要があると考えられる。例えば、サステナビリティ関連財務情報（GHG 排出など）と、財務情報（売上高など）との関係を理解する上で、両者の対象期間が一致していることが有用であると考えられる。
7. 一方、会計基準では、連結財務諸表を作成する際に、親会社の報告期間と異なる報告期間に係る子会社等の財務情報を使用することが認められる場合がある（例えば、親会社の

決算日が3月末で、子会社等の決算日が12月末である場合がある¹。)。このため、報告企業が関連する財務諸表として連結財務諸表を作成している場合、その連結財務諸表に取り込まれる財務情報については、親会社の財務情報の報告期間（4月から翌年3月）と子会社等の財務情報の報告期間（1月から12月）が異なることがあると考えられる。

8. この点、IFRS S1 号第 64 項において、サステナビリティ関連財務開示について、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを求めているのは、IFRS S1 号第 21 項の「つながりのある情報」に関する定め²において、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表との間のつながりが求められていることを踏まえると、次の考え方に基づいていると考えられる。
 - (1) IFRS S1 号第 64 項において、サステナビリティ関連財務開示の対象期間として求められている「財務諸表と同じ報告期間」とは、連結財務諸表に取り込まれている会社それぞれの財務情報の報告期間と同じ報告期間を意味する。
 - (2) すなわち、親会社及び子会社等のそれぞれの財務情報の報告期間に係る親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報を用いて、報告企業のサステナビリティ関連財務開示を作成することとなる。
 - (3) 例えば、連結財務諸表に含まれる親会社の財務情報の報告期間が4月から翌年3月までで、ある子会社の財務情報の報告期間が1月から12月までの場合、親会社のサステナビリティ関連財務情報は4月から翌年3月までの期間を対象としたものであり、また当該子会社のサステナビリティ関連財務情報は1月から12月までの期間を対象としたものとなる。
9. このため、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないという定めを日本版 S1 基準に取り入れるにあたっては、当該定めは、報告企業の財務諸表が連結財務諸表である場合に、親会社の財務情報の報告期間と、連結財務諸表に取り込まれる子会社等の財務情報の報告期間が異なるときには、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象としなければならないことを意味する旨を、日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載することが考えられる。
10. なお、ここでいう「子会社等」とは、子会社、関連会社その他連結又は持分法の方法により連結財務諸表に財務情報を取り込んでいるすべての会社及び会社に準ずる事業体（会

¹ 別紙 1 参照。

² 別紙 2 参照（HP では非公表）。

社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。）を意味するため、その旨を日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載することが考えられる。

(報告期間が異なるその他のケース)

11. 前述の第 5 項(2)に記載したとおり、当委員会は、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の対象期間を同じにできない場合として、次のような場合も想定されることから、このような場合には、主要な利用者の理解に資する情報を提供するため、その旨及びその理由の開示を求めた上で、対象期間を別にすることを容認すべきであるとコメントした。

- (1) 当報告期間のサステナビリティ関連財務開示の作成にあたり必要な当報告期間の情報がバリュー・チェーン上の企業から適時に入手できない場合
- (2) サステナビリティ関連財務情報の一部について、法令等により財務諸表とは異なる報告期間に関する情報の報告が求められている場合

12. 前項に記載したコメントは、いずれも IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）において開示が要求される温室効果ガス（GHG）排出を念頭に置いたコメントであるが、GHG 排出に関しては、確定した IFRS S2 号では、それぞれ次のように対応されている。

- (1) 前項(1)に対しては、企業の報告期間とは異なる報告期間を有するバリュー・チェーン上の各企業から入手した情報である場合、次のすべてを満たすことを条件として、企業自身の報告期間とは異なる報告期間の情報を使用し、GHG 排出を測定することを認めている（IFRS S2 号 B19 項）。
 - ① GHG 排出を測定及び開示するために、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。
 - ② 報告期間の長さが同じである。
 - ③ バリュー・チェーン上の各企業の報告日と企業の一般目的財務報告書の日付の間に発生した、（自身の GHG に関連する）重大な事象及び状況の変化による影響を開示する。
- (2) 前項(2)に対しては、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」に従って GHG 排出を測定することを求めるという要求事項から、法域の当局又は企

業が上場する取引所が、企業の GHG 排出を測定する上で異なる方法を用いることを要求している場合が除外されている（IFRS S2 号第 29 項(a)(ii)）。

13. IFRS S1 号における対象期間の定めは、GHG 排出以外の場合にも適用されることになるが、対象期間が異なる場合の論点については、前項に記載した IFRS S2 号における GHG 排出に対する救済措置のように、個別に検討するべきものであると考えられる。
14. したがって、IFRS S1 号第 64 項における対象期間の定めを日本版 S1 基準に取り入れるにあたっては、当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合を除外することが考えられる。

（事務局による提案）

15. 以上の検討を踏まえると、日本版 S1 基準では、次のことを定めることが考えられるがどうか。

- (1) サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。ただし、当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合には、この限りでない。

- (2) 本項(1)について、報告企業が連結財務諸表を作成している場合、親会社の財務情報の報告期間と、子会社等の財務情報の報告期間が異なるときには、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象としなければならない旨を、日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載する。

ここでいう「子会社等」とは、子会社、関連会社その他連結又は持分法の方法により連結財務諸表に財務情報を取り込んでいる会社及び会社に準ずる事業体（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。）をいい、その旨を日本版 S1 基準の規範性のある部分（結論の背景を想定している。）で記載する。

文案

16. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(1) サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。ただし、当委員会が公表する他のサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合には、この限りでない。

(2) 「財務諸表と同じ報告期間」について、報告企業が連結財務諸表を作成している場合、親会社の財務情報の報告期間と、子会社等の財務情報の報告期間が異なるときには、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ報告期間を対象としなければならない旨を、日本版 S1 基準の規範性のある部分(結論の背景を想定している。)で記載する。

ここでいう「子会社等」とは、子会社、関連会社その他連結又は持分法の方法により連結財務諸表に財務情報を取り込んでいる会社及び会社に準ずる事業体(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))を指す。)をいい、その旨を日本版 S1 基準の規範性のある部分(結論の背景を想定している。)で記載する。

② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。

③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上

関連する会計基準の定め

本資料の第 7 項について、例えば、我が国の会計基準及び IFRS 会計基準では、次のように、親会社の報告期間と異なる報告期間に係る子会社等の財務情報を使用することが認められている。

(我が国の会計基準における定め)

1. 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結会計基準」という。)
第 16 項では、子会社の決算日が連結決算日(事務局注：親会社の決算日)と異なる場合には、子会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行うことが要求されている。
2. 一方で、連結会計基準(注 4)において、子会社の決算日と連結決算日の差異が 3 か月を超えない場合には、子会社の正規の決算(事務局注：子会社の決算日に基づく財務情報)を基礎として連結決算を行うことが認められている。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うことが求められている。
3. 企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」(以下「持分法会計基準」という。)
第 10 項では、持分法の適用にあたっては、投資会社(事務局注：親会社)は、被投資会社(事務局注：関連会社)の直近の財務諸表を使用することとされている。そのため、投資会社の報告期間及び非投資会社の報告期間を同じとすることは求められていない。
4. 持分法会計基準第 10 項では、投資会社と被投資会社の決算日に差異があり、その際の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行うことも求められている。

(IFRS 会計基準における定め)

5. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(以下「IFRS 第 10 号」という。)
B92 項及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第 28 号」という。)
第 33 項では、子会社、関連会社又は共同支配企業の報告期間は、実務上不可能な場合を除いて、企業自身の報告期間と同じとすることが要求されている。
6. 一方で、IFRS 第 10 号 B93 項及び IAS 第 28 号第 34 項では、子会社、関連会社又は共同支配企業の報告期間と企業自身の報告期間が異なる場合、次のすべてを満たすことを条件

に、子会社、関連会社又は共同支配企業について、異なる報告期間に係る財務諸表を用いて連結を行うこと又は持分法を適用することを認めている。

- (1) 子会社、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と企業自身の報告期間の末日の差異が3か月以内である。
- (2) 報告期間の長さとその末日の差異が每期同じである。
- (3) 子会社、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と企業自身の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行う。

以 上